

法令に基づく情報公表データ

女性活躍推進法関係

常時雇用する労働者が301人以上の事業主は「男女の賃金の差異」を情報公表しなくてはならない。

男女の賃金の差異

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全ての労働者	47.1%
うち正規雇用労働者	73.0%
うちパート・有期労働者	58.4%

対象期間：2023年事業年度（2023年1月1日～2023年12月31日）

※パート労働者については、正規雇用労働者の所定労働時間（1日7.75時間）で換算した人員数を基に平均年間賃金を算出している。

公表日2023年4月26日

女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

管理職に占める女性労働者の割合

	男性	女性
管理職 (本部長/副本部長/上級部長/部長/次長/課長)	45名	6名
		11.80%

公表日2024年4月26日

職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

労働者の有給消化率

	男性	女性
正規雇用労働者	46.1%	54.9%
パート・有期労働者	71.4%	88.5%

対象期間：2023年度（2023年4月1日～2024年3月31日）

公表日2024年4月26日

労働施策総合推進法関係

常時雇用する労働者※1が301人以上の企業は、求職者が容易に閲覧できるかたちで「直近の3事業年度の各年度について、採用した正規雇用労働者の中途採用比率」を公表しなくてはならない。

中途採用比率

	2021年	2022年	2023年
正規雇用労働者の 中途採用比率	17%	75%	54%

公表日2023年4月26日